

災害リスク負担の法文化

森 光 (中央大学)

新型コロナウイルスの世界的流行や豪雨の多発により、災害のリスクの負担について考える機会が増えている。この負担をきめるルールは往々にして複雑であるが、結局のところ、強者はうまくリスクを回避できるような仕組みになっていることが多いように思われる。以下で紹介する、小プリニウスの書簡は、古代ローマのこうしたリスク負担の仕組みの一端を伝えるものである。

他の人たちは、富を増やすために自分の地所に旅立つのが、私は、むしろ貧しくなるために旅立つ。以前私は、人に先んじて買おうとするものたちに(摘み取り前の)ブドウを売った。その代金額は彼らにとって魅力的なものであったし、将来の利益が見込まれるものでもあった。ところが希望は打ち砕かれた。すべての買主に平等な形で代金減額を行うことは容易であるが、それでは十分に衡平とはいえない。私は、外でも内でも、大事でも小事でも、他人事でも自分の事でも、正義を貫くことこそが大事であると考えている。・・・そこで、買主全員にまずは代金の8分の1を減額することにした。そしてかなりの高額を費やしているものには、これとは別に配慮を加えることとし、10,000 以上買った物に

は、共通の—いわば公的な—8分の1に加え、10,000 をこした分の10分の1を付け加えることにした。

この書簡の著者、小プリニウスは、トラヤヌス帝時代の元老院議員であり、彼自身、執政官(補欠、100 年)、ポントス・ビチュニア属州総督(106 年より)といった顕職を歴任した人物である。また、当時の元老院議員の例にもれず、各地に農園を所有する大土地所有者であった。

農地という資産は何もしないで利益を生むものではない。適時な差配で農作物の収益を確保したり、好条件で賃貸に出すことで賃料収入を得なければならない。有能な農園管理人を所有したり、賃借したり、雇うこともできるが、定期的に自ら農園に足を運び、管理の引き締めをはからないと高い収益性を維持することはできない。

さて、小プリニウスの所有するある農園では、摘み取り前のブドウを売りに出していた。高品質のブドウを入手すれば、そこから高く売れるワインを醸造することができる。おそらくワイン醸造業者たちが早い段階で小プリニウスの農園でとれるブドウを確保しておこうと考えたのだろう。ところが期待に反し、ブドウが不作となり

予期された収穫物が得られなくなってしまった。

今日の日本の農業の感覚からすると、こうした損失は農家がまずもって負い、その一部の負担を別の誰かに求めていくということになるのだろう。ところがこの書簡では全く違う方向に話が進んでいる。小プリニウスは、実に余裕たっぷりに代金をいくらか減額し、その処置がいかに正義に溢れたものかを自慢しているのである。

ローマ法では、売買における対価の危険は買主が負うのが原則である。しかし、条件付き売買にあつては条件成就まで、種類付き売買であれば目的物の特定までは売主が負うものとされた。小プリニウスの売買を条件付き売買、あるいは種類物売買と解することも可能であろうが、彼はそうはみていない。ローマ法には *emptio spei*(希望の売買)という特殊な形式がある。これは、例えば、「明日の漁でとれる魚全部」が売買対象として代金がきめられ、実際に

とれる魚の多寡にかかわらず約定の代金支払いが求められるというような売買である。仮に漁獲がゼロでも買主は約定の代金を支払わねばならないのであって、リスク含みでの売買という言い方ができよう。おそらく小プリニウスは、こういう形式の売買をしているという認識であつたのだろう。そうであればこそ買主がリスクを負うのは当然のことであり、いくばくかの代金減額をすることは恩恵に溢れた好意ということになる。

ローマ社会は、大土地所有者が社会の上層を形成しており、彼らの利益を社会全体として確保させるという仕組みが随所にみられる。小プリニウスにみられる意識もこの仕組みのあらわれといえよう。恩恵を施すことは良いことなのであろうが、そもそものリスク分配のルールはこれでよいったのであろうか。小プリニウスに、もう少しこの点を疑う視点をもってもらいたかったところである。

法文化学会第21回研究大会・総会を終えて

出口雄一（桐蔭横浜大学）

2018年11月17日(土)、桜美林大学町田キャンパス・サレンバーガー館 1101 教室において、「戦争と占領の法文化」をテーマとして法文化学会第21回研究大会が開催された。理事長に加え、開催校からも挨拶をいただき、出口による大会テーマの趣旨説明に加えて、テーマ報告4本と、問題提起1本及びコメントを踏まえた総合討論が行われた。

午前の報告2本は、東アジアにおける戦争と占領のあり方を法文化の観点から検証するものであった。第1報告の藤原凜氏(函館大学)は「朝鮮総督府の植民地政策と韓国の法文化」は、「軍事的政治的死刑」などの事例を挙げて植民地における権力の非対称性を論争的に提示す

る問題提起的な内容であり、出口による第2報告「占領管理体制と軍事占領裁判所——その運用と法的位置づけ」は、第二次世界大戦後の日本占領の軍事的な側面を史料を用いて実証的に明らかにしようとする内容であった。

午後の報告2本は、国際法学における戦争の捉え方を国際法学者の営為を通じて歴史的に検証するものであった。明石欽司氏(九州大学)の「戦争と国際法、そして法文化——日本における戦時国際法の受容と「対外発信」を題材として」は、日本の国際法学者による戦時国際法の受容と併せて、彼らとその営為をヨーロッパに「発信」していたという双方向性への注意が喚起され、大中真氏(桜美林大学)の「20世紀初頭の日・英・

米における国際法史研究の萌芽——マーティン・ワイトとの繋がりから」でも、国際法学者の様々な回路を用いた知のネットワーク構築のあり方が具体的に明らかにされた。この両報告においては、いずれも高橋作衛がキーパーソンとして登場し、その有機的な繋がりを参加者に強く印象づけた。

休憩を挟んで、まず、滝澤美佐子氏(桜美林大学)による「国際連合による暫定行政と移行期における法関係——東ティモールを例に」が、現在の戦争と占領のあり方とその問題点が具体的な事例を挙げて提起され、続いて、加藤朗氏(桜美林大学)から、そもそも「法文化」とは何なのか、といった本質的なものを含め、各報告に対する確かなコメントがなされた。質問票を用いた活発に行われた総合討論では、会場から多くの質問が出されたが、司会の不手際もあり、十分に議論を深めることができなかった部分があったのは反

法文化学会第21回研究大会・総会を終えて

法文化学会第22回研究大会は、2019年10月26日(土)に一橋大学佐野書院で行われた。大会テーマは「法の手引書／マニュアルの法文化」である。実務家や一般人が如何に法を受容し、法実務は如何なる文献に依拠して行われてきたか、という問題をめぐって、法の手引書ないしマニュアルの歴史と現在、さらに比較が論じられた。今大会は自由報告はなく、テーマ報告とコメント、全体討論によって構成された。

午前10時に津野義堂理事長の開会挨拶により開始され、松園より趣旨説明を行った。午前の第1報告は渡辺理仁氏(一橋大学)「ビザンツ帝国における「法の手引き」の変遷——8世紀から10世紀にかけて」であり、

省すべきところであった。

続いて行われた総会では、6名の新入会員の入会が承認され、更に、第11期の理事選挙が行われ、理事会の互選によって津野義堂理事長が新たな理事長に選任された。これに加えて、この総会では、法文化叢書の刊行をお引き受けいただいている国際書院が創立30周年を超えたことを踏まえて、学会より石井彰社長に感謝状を贈呈し、勝田基金よりお祝い金100万円を贈呈した。

今回の研究大会も、登壇された報告者及びコメンテーターをはじめ、参加していただいたみなさまのご協力のもと、盛会となったことを感謝します。本当にありがとうございました。

松園潤一郎(一橋大学)

法源と手引書の性質を兼ね備えた著作である、8世紀の『抜粹集』や10世紀の『法学入門』を素材にビザンツ帝国における法の手引書の類型とその変遷が検討された。第2報告は但見亮氏(一橋大学)「中国における法のマニュアル——宣伝と教育の視点から」であり、帝政中国期について、「官箴」や「訟師秘本」の幅広い流通、律例の機能や礼・徳の強調が述べられた上で、「新中国」の「運動」型政策遂行における法の役割、とりわけそのマニュアル化の様相と教育的要素が様々な資料をもとに論じられた。

休憩をはさんだ後、午後の第1報告は郭薇氏(静岡大学)「公共知としての法——近時日本における刑事立法とメディアとの

「協働」であり、非法専門家の言説の法形成への影響という視点のもと、公訴時効改正(2010年)や取り調べの可視化(2016年)という近時の刑事法改正を素材としてメディア報道による言及や、立法過程と報道の相互作用が検証された。第2報告は水野浩二氏(北海道大学)「民事訴訟手引書の系譜——中世後期ヨーロッパから近代日本へ」であり、「法学を基盤とした法」と近代日本におけるその継受について、ローマ・カノ法的な手続、ドイツ法、明治民事訴訟法という民事訴訟手引書の系譜と、継受法定着のためのツールとして明治民訴法期の手引書が持った形式や内容、さらに法史学の対象として手引書が持つ多様な意義が明らかにされた。

以上の4報告へのコメントとして、まず、岩谷十郎氏(慶應義塾大学)から主に渡辺・水野両報告について、原典と解説書、法学と実務という二元論を法を受容する主体の視点から歴史的に位置づけていくことの重要性、次に、王雲海氏(一橋大学)から主に但見・郭両報告について、中国でのマニュアルが持つ政治的なイデオロギー性や情報化社

会において法治主義を啓蒙する書物として法の手引書が有する重要性がそれぞれ示された。

両コメントに対する報告者の応答の後、全体討論では、法の手引書・マニュアルを作成する動機・効果(コスト削減など)や、それを通時的あるいは超域的な道具概念として用いる可能性といった論点を中心に議論がなされた。上記文献群が持つ歴史的・文化的に多様な内容や形式が明らかにされた一方で、その性格・定義づけや、専門知としての法学が成立した西欧と他の地域の固有法との比較の方法など、課題も見出された。しかし、大会を通じて、これまで十分に研究がなされてこなかった本テーマについて新たに議論が深められた。報告者とコメントーター、参加者の皆様に感謝申し上げたい。総会においては、4名の新入会員の入会が承認された。さらに、森征一・山内進監事が第8期の監事に再任された。

今大会も受付業務をはじめとして、事務局や会員諸氏、開催校関係者の多大なご協力のもとに開催された。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

新任理事(2019年4月1日より)のご挨拶

松本和彦(北陸大学)

本年度より理事を拝命いたしました松本です。わたくしの記憶によりますと、法文化学会の設立時に森征一先生にお誘いいただき、第一回大会が慶應義塾大学で開催されたときに参加させていただきました。その後、あまり参加することができなかったのですが、2014年第17回研究大会が北陸大

学で開催されたのを機会に積極的に参加するように努めてきました。その折には多くの先生方に研究会および懇親会に参加していただき、大変感謝しております。

私はカントの法哲学を批判哲学の体系に即して解釈する試みを行っております。新カント学派によって構想された「批判的法

哲学」や「純粋法学」ではなく、カント自身の「批判的法哲学」を解明し、その現代的意義を構築するとともにその復権を目指しています。また、私法研究者や公法研究者にも

何かしら提言できればと思っています。法文化学会に貢献できるように努めて参りますので、今後とも宜しく願い申し上げます。

水野浩二（北海道大学）

このたび理事に選出いただきました。専門は西洋法制史で、民事訴訟手続を検討対象としてきましたが、今後は実体法にも関心を広げたいと思っております。学際的な雰囲気にかかれ法文化学会に参加してまいりましたが、若輩かつ遠方に居住する自分

が理事の任に堪えうるか心もとないところもございます。学会の良き伝統を新しい時代へとつなげられるよう、微力ながら努力したいと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

法文化学会第 22 回研究大会について

第 22 回研究大会は、2020 年 11 月 7 日に中央大学多摩キャンパスでの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多摩キャンパスの施設利用ができなくなりましたので、開催を一年延期することにいたしました。

叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

叢書第 19 巻『法の手引書／マニュアルの法文化』（編者：松園潤一朗会員）の編集が鋭意進められております。来年夏の刊行を目指して、現在編集が進められております。編集・執筆にご協力くださっている方々、宜しくお願い申し上げます。

事務局からのお知らせ

2017 年度会計報告

2017 年度の会計(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日)は、山内進会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

2017 年度 収支

総収入	1,097,373
総支出	639,896
次年度繰越金	457,477

2017 年度 収入内訳

年会費	645,000
前年度繰越金	396,083
大会収入	56,290
計	1,097,373

2017 年度 支出内訳

郵送費	18,614
文具代	3,366
複写費	3,000
人件費	4,000
大会費用	69,440
出版経費	531,375

振替手数料	1,728
ドメイン使用料	8,373
計	639,896

2018 年度会計報告

2018 年度の会計(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)は、山内進会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

2018 年度 収支

総収入	974,977
総支出	574,641
次年度繰越金	400,336

2018 年度 収入内訳

年会費	480,000
前年度繰越金	457,477
大会収入	37,500
計	974,977

2018 年度 支出内訳

郵送費	18,922
文具代	7,699
複写費	1,440
出版経費	545,717
振替手数料	864
計	574,641

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2020 年度(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)の会費(5,000 円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

法文化学会事務局からのお知らせ

2021年3月10日

法文化学会事務局

来期（第12期）理事の改選について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う研究大会・総会等の実施延期にともない、2021年1月29日に実施された2020年度第2回理事会において、現在（第11期）の理事の任期および来期（第12期）の理事改選について次の通り特例的措置をとることが決定いたしましたのでお知らせいたします。

現在（第11期）の理事の任期は2019年4月1日から2021年3月31日までであり、本来であれば本年度中に理事選挙を実施して来期（第12期）理事を選出するはずであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で総会実施が延期され、理事改選にかかる各種手続を執り行うことが困難であることから、特例として現任の理事が1年間留任し、来年度の研究大会で実施予定の総会においてあらためて改選を行うこととする。

なお、今期理事の任期延長は、来期理事の任期（2年間）に影響しない

法文化学会第23回研究大会について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催延期となりました第23回研究大会につきましては、来年度次の日程で開催を予定しております。

- ・開催校：中央大学多摩キャンパス
- ・統一テーマ：「言語・論理・情報の法文化」
- ・開催日程：2021年11月6日（予定）

開催は現在のところ対面形式を前提としておりますが、今後の状況によってはオンライン形式あるいはハイブリッド形式での実施となる可能性があります。詳細につきましては決定次第会員の皆様に周知を行う予定です。

Eメール登録および郵送物発送先情報更新のお願い

法文化学会では、現在会員への各種情報の周知をより迅速かつきめ細やかに行うべく、郵送での連絡のみならず、メーリングリスト等のウェブ上での情報周知および連絡体制の整備を行っております。お手数とは存じますが、会員の皆様におかれましては、次のメールアドレスに現在お使いのメールアドレスからメールの送信をお願い申し上げます。

secretary@legalculture.org

※メールのタイトルは「法文化学会 Eメール登録」と入力いただき、本文にご所属とお名前を記入頂ますようお願いいたします。

※法文化学会に登録しているアドレスから現在に至るまで変更がない方も、念の為メールの送信をお願い申し上げます。

※ここ数年、ご所属や住所等の変更にもなう郵便物の不達が増加しております。上記アドレスにメールを頂く際に、ご所属や住所、電話番号等の変更がある方は、変更後の情報をお知らせいただけますと幸いです。

ホームページについて

長らくホームページの更新が休止しておりましたが、このたびリニューアルいたしました。担当者不慣れなため不格好なものではありますが、少しずつ改善して参ります。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。